

岩手県商工会議所連合会 会長
岩手県商工会連合会 会長
岩手県商店街振興組合連合会 会長
岩手県中小企業団体中央会 会長
一般社団法人岩手経済同友会 代表幹事
一般社団法人岩手県工業クラブ 会長
公益財団法人岩手県観光協会 理事長
公益財団法人いわて産業振興センター 理事長

様

岩手県商工労働観光部長

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言の発出について

日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、県では、本日、県全体の人口 10 万人当たりの直近 1 週間の新規感染者数が 15.2 人となり、15 人を越えたことから、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第 47 回本部員会議を開催し、感染拡大を抑え込むため、県独自の岩手緊急事態宣言を発出いたしました。

つきましては、貴会等におかれましても、岩手緊急事態宣言等の内容について御了知いただき、一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくとともに、BCP（事業継続計画）の準備・再点検について、会員等の皆様への周知徹底に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

【新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言の概要】

1 県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(1) 外出に係る留意事項

混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を自粛すること。

(2) 感染が拡大している地域との往来

- ・ 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えること。
- ・ 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の地域であっても、感染が拡大している地域との往来は、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。
- ・ 移動先の感染状況や、都道府県の要請内容を確認し、慎重に行動すること。

2 事業所・飲食店等へのお願い

(1) 事業所

- ・ 従業員の健康状態を記録すること。

- ・ 発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診すること。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底すること。
- ・ 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底すること。
- ・ 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意すること。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減すること。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減すること。
- ・ 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、県民生活および県民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図ること。

(2) 飲食店・宿泊施設など

- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力すること。
- ・ 飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録すること。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組むこと。

担当：商工企画室 管理課長 星野
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第47回本部員会議
知事メッセージ（令和4年1月23日）

全国の感染状況は、オミクロン株が猛威を振るい、一日の感染者数が5万人を超え第5波ピーク時の倍以上となりました。

現在、16都県にまん延防止等重点措置が適用され、追加のまん延防止等重点措置の要請の動きもあるなど、全国で強い感染対策が講じられています。

県内においては、1月8日の岩手警戒宣言により、感染対策の再徹底などに取り組んできた結果、全国で感染が急拡大するなか、全国で一番新規感染者数が少ない状況となっているところです。県民の皆様に感謝申し上げます。

しかし、本日、県全体の10万人当たりの直近1週間の新規感染者数が15.2人となり、15人を超えました。

現在、新型コロナに対応する医療体制は、病床や宿泊療養施設室数を追加するなどし、感染された方に対応できる体制となっていますが、今後更に感染が拡大した場合には、一般医療に制限が出るなどの影響も懸念されます。

特に冬の間は、心疾患や脳疾患による救急患者が増加する時期でもあります。コロナ感染拡大による医療のひっ迫は避けなければなりません。

また、爆発的に感染者が増えた場合には、医療提供体制のみならず、福祉施設、学校、企業などの社会・経済の基盤となる様々な領域で、人員の不足により機能停止に至りかねません。

本日、感染拡大を抑え込むため、県独自の岩手緊急事態宣言を行い、感染対策を更に強化していきたいと思います。

県民の皆様には、次のことをお願いします。

昨年8月に実施した岩手緊急事態宣言と異なる部分がありますので、ご留意ください。

- ・ 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出は自粛してください。
- ・ 県外の往来に当たっては、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えてください。
その他の地域であっても、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断してください。
移動先の感染状況や、都道府県の要請内容を確認し、慎重に行動してください。

- ・ 飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しく着用し、こまめな手洗い、手指消毒、三密回避など、基本的な感染対策を徹底してください。
- ・ 会食については、感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」店の利用を推奨します。
食事中であっても会話をする際は、マスクを着用してください。
- ・ 感染拡大地域を往来した方など、感染不安を感じる方は、無料のPCR検査や抗原検査を活用してください。
- ・ 症状のある方は、外出や移動を控え、医療機関に電話した上で、受診してください。

オミクロン株の強い感染力により、同居する家族全員が感染する事例が多数発生しています。本県の最近の例では、半分以上が家庭内感染です。

基礎疾患を有する高齢者や小児の感染を減らすためにも、岩手緊急事態宣言のお願い事項を徹底し、家庭内に感染を持ち込まないことが重要です。

これまで以上に基本的な感染対策を徹底されるよう県民の皆様をお願いします。

令和4年1月23日
岩手県知事 達増 拓也

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和4年1月19日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和4年1月7日）の全部を次のとおり変更する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和4年1月9日から2月13日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・広島県、山口県及び沖縄県については、令和4年1月9日から1月31日までとする。
- ・群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県については、令和4年1月21日から2月13日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県及び沖縄県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言

令和4年1月23日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策本部

期間

発出 令和4年1月23日

解除 県内の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況を踏まえて、以下のような場合に県対策本部長が総合的に判断する。

- ・ 県内の直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数が、10人を下回った場合。
- ・ 新規感染者数の減少傾向が2週間程度継続した場合。

区域

岩手県全域

1 県民の皆様、来県された皆様へのお願い

(1) 外出に係る留意事項

混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を自粛すること。

(2) 感染が拡大している地域との往来

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動※は、極力控えること。
緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の地域であっても、感染が拡大している地域※との往来は、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。
移動先の感染状況や、都道府県の要請内容を確認し、慎重に行動すること。

※不要不急の移動に該当しない例

- ・ 必要な職場への出勤（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務や、リモート対応が困難な業務等）
- ・ 通学
- ・ 医療機関への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 就職活動、入学試験

※ 感染が拡大している地域

直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上の地域

(3) 基本的な感染対策の再徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策を再徹底すること。

職場の同僚や友人など親しい間柄であっても、感染対策を徹底すること。

特に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等[※]）や、幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をすること。

- ・ 飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しい方法で着用する。
- ・ こまめな手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける。
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避する。
- ・ 会食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。
- ・ 感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」店の利用を推奨します。
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続[※]する。

※ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。

重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識（2021年12月版）」（厚生労働省）

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

(4) PCR等の無料検査の活用

感染リスクが高い環境にある方など、感染不安を感じる無症状の県民の方はPCR検査等を受けること。

(想定例)

- ・ 感染が拡大している地域を往来した方。
- ・ 感染が拡大している地域の方と、長い時間飲食などを共にしたことなどにより感染不安を抱える方。
- ・ 仕事などで感染が拡大している地域の方との接触の機会が多い環境にある方。

2 事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

(1) 事業所へのお願い

- ・ 従業員の健康状態を記録する。
- ・ 発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診する。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底する。
- ・ 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底する。
- ・ 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とにならないよう注意する。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減する。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。
- ・ 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、県民生活および県民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。

(2) 飲食店・宿泊施設などへのお願い

- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底する。
- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力する。
- ・ 飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録する。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組む。

(3) 学校へのお願い

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえ、基本的な感染防止対策を徹底する。
- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等。ただし進学や就職に関するものを除く。）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止対策を徹底する。
- ・ 部活動は、十分な感染防止対策を行った上で実施することとし、県外の学校との練習試合等や県内で宿泊を伴う活動は原則禁止する。

(4) 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方に対して積極的な検査を実施する。

3 県施設・県主催イベントの取組

- ・ 博物館、美術館や運動施設など、県施設については、入場整理等により混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営する。
- ・ 特にも屋内運動施設では、利用者に対し、大声での発声を避けること、更衣室等における人と人との十分な間隔を確保すること、スポーツを行っていない際や会話をする際のマスク着用を働きかけることなど、各施設の用途に応じた感染対策を徹底する。
- ・ 県主催イベントの開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理など、感染防止対策を徹底しながら実施する。

4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援して下さるようお願いいたします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いいたします。

概要版

新型コロナウイルス感染症

岩手緊急事態宣言

令和4年1月23日

岩手県

岩手緊急事態宣言

期間

発出

令和4年1月23日

解除

県内の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況を踏まえて、以下のような場合に県対策本部長が総合的に判断する。

- ・ 県内の直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数が、**10人を下回った**場合。
- ・ 新規感染者数の**減少傾向が2週間程度継続**した場合。

区域

岩手県全域

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(1) 外出に係る留意事項

混雑した場所や**感染リスクの高い場所**への**外出の自粛**をお願いします。

(2) 感染が拡大している地域との往来

緊急事態措置区域及び**まん延防止等重点措置区域**への**不要不急の移動**※は、**極力控える**ようお願いします。

※不要不急の移動に該当しない例

- ・必要な職場への出勤（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務や、リモート対応が困難な業務等）
- ・通学
- ・医療機関への通院
- ・親などの介護
- ・就職活動、入学試験

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の地域であっても、**感染が拡大している地域**との往来は、改めてその必要性を十分に検討し、**慎重な判断**をお願いします。

移動先の感染状況や、**都道府県の要請内容を確認し、慎重な行動**をお願いします。

まん延防止等重点措置区域

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県

直近1週間の対人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上の地域※

全都道府県

※1月23日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、県ホームページで公開しています。

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(3) 基本的な感染対策の再徹底

家庭や職場を含むすべての場における**基本的な感染対策の再徹底**をお願いします。

職場の同僚や友人など**親しい間柄であっても、感染対策の徹底**をお願いします。

特に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等*）や、幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をお願いします。

- ・ 飛沫防止効果の高い**不織布マスク等を正しい方法で着用**する。
- ・ こまめな手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・ **近距離での会話や大声での発声等を避ける**。

※ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。

出典：「新型コロナウイルス感染症のいまに関する11の知識（2021年12月版）」（厚生労働省）

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(3) 基本的な感染対策の再徹底

- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- ・ 毎日の健康確認。**体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診**する。
- ・ **密閉・密集・密接の重なる三密の場面**だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの**要素を伴う会合等を回避**する。
- ・ 会食は**短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用**する。
- ・ 感染対策が整っている「**いわて飲食店安心認証**」**店の利用を推奨**します。
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を**継続***する。

※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。（一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。）

県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(4) PCR等の無料検査の活用

感染リスクが高い環境にある方など、**感染不安を感じる無症状の県民の方はPCR検査等を受けて**いただくようお願いいたします。

(想定例)

- ・ **感染が拡大している地域を往来した方。**
- ・ 感染が拡大している地域の方と、長い時間飲食などを共にしたことなどにより**感染不安を抱える方。**
- ・ 仕事などで感染が拡大している地域の方との**接触の機会が多い環境にある方。**

事業所・飲食店へのお願い

(1) 事業所へのお願い

- ・ 従業員の健康状態を記録する。
- ・ **発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診**する。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて**会話時のマスク着用を徹底**する。
- ・ 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、**密が生じないような過ごし方を徹底**する。
- ・ 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とにならないよう注意する。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、**人との接触を低減**する。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。
- ・ 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、県民生活および県民経済安定のため、**業務継続計画の点検**を行い、事業の継続を図る。

事業所・飲食店へのお願い

(2) 飲食店・宿泊施設などへのお願い

- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、自己点検の上、**業種別ガイドラインの遵守を徹底**する。
- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力する。
- ・ 飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録する。
- ・ **「いわて飲食店安心認証」の取得**に取り組む。

学校へのお願い

(3) 学校へのお願い

(県立学校)

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえ、**基本的な感染防止対策を徹底**する。
- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等。ただし進学や就職に関するものを除く。）については、**外部との接触がある活動内容を見直し**、適切な感染防止対策を徹底する。
- ・ 部活動は、十分な感染防止対策を行った上で実施することとし、**県外の学校との練習試合等や県内で宿泊を伴う活動は原則禁止**する。

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応する。

医療機関へのお願い

(4) 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方に対して**積極的な検査を実施**する。

県施設、県主催イベントの取組

- ・ 博物館、美術館や運動施設など、**県施設**については、入場整理等により混雑を避けるといった**感染防止対策を徹底しながら運営**する。
- ・ 特にも**屋内運動施設**では、利用者に対し、**大声での発声を避ける**こと、更衣室等における人と人との**十分な間隔を確保**すること、スポーツを行っていない際や会話をする際の**マスク着用**を働きかけることなど、**各施設の用途に応じた感染対策を徹底**する。
- ・ **県主催イベント**の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理など、**感染防止対策を徹底しながら実施**する。

思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する**差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません**。相手を思いやる気持ちを持ち、**冷静に行動**しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、**感謝と思いやりの気持ちをもって応援**してくださるようお願いいたします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、**接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いよう**お願いいたします。

今後の更なる感染拡大を見据えた対応について

1 早期退所・退院に伴う自宅療養の実施（現在実施中）

○ 早期退所・退院から自宅療養までの対応

項目	内容
① 対象者の決定	・患者のリスクや容態等の状況（症状軽快等）により、国の基準により療養解除となる前に退院又は退所が可能と保健所が判断した患者
② 自宅での健康観察	・パルスオキシメーターの貸し出し、MY-HER-SYS（感染者等情報管理システム）の活用、看護師等が電話で健康観察を実施
③ 生活支援	・生活支援が必要な場合、県で調達した食料品を配付
④ 療養解除	・保健所が療養解除基準を満たしたと判断した場合に解除

2 入院・宿泊療養が困難な場合の自宅療養環境の整備（病床使用率 50%が迫った段階）

今後も感染が急拡大し、病床や宿泊療養施設の使用率が増加することを想定し、地域の診療・検査医療機関による健康観察、医療支援等の体制構築に向け県医師会等と調整中。

○ 自宅療養までの対応（想定）

項目	内容
① 対象者の決定	・診療・検査医療機関を受診した無症状者や軽症者のうち、患者（重症化リスクが低い40歳未満の患者等を想定）の状態を評価し、入院等の必要がないと判断された方 ・家庭内感染のリスクが低い患者
② 診療・検査医療機関の対応	・自院を受診した患者の検査、診断（医療支援を行うとした医療機関） ・患者の状態を評価した上で、自宅療養とするか保健所に確認 ・解熱剤などの必要な処方（郵送又は薬局が配達）
③ 患者への対応	・自宅での健康観察の実施（診療・検査医療機関、保健所（保健所支援本部）等） ・生活支援が必要な場合、県で調達した食料品を配付
④ 療養解除	・保健所が療養解除基準を満たしたと判断した場合に解除

PCR等の無料検査の一般検査（感染不安がある方の無料検査）の実施状況について

1 PCR等検査の無料化

県内で新型コロナウイルスの感染者が増加傾向であることから、感染リスクが高い環境にある方など、感染不安を感じる無症状の県民の方のPCR検査等の無料化を実施しています。該当する方に検査を受けていただいています。

2 一般検査の実施について

(1) 検査機関

薬局など県内 83 カ所の検査機関が登録済（1月22日時点）※別紙一覧

※ 予約は原則不要で、事前に検査方法や開設時間等をご確認いただいています。

(2) 対象者

熱や咳などの症状がない方で、感染不安を感じる岩手県民の方

（ワクチン接種の有無は問いません）

○ 以下のような例が想定されます。

- ・ 感染が拡大している地域やオミクロン株の感染が確認されている地域を往来した方。
または当該地域の方と長い時間飲食などを共にした等により感染不安を抱える方。
- ・ 仕事などで感染拡大地域の方との接触の機会が多い環境にある方。

(3) 検査期間

令和4年1月9日（日）から令和4年1月31日（月）まで

※ 感染状況が減少傾向ではないことから2月以降も延長することで調整します。

(4) その他

検査を受けられる方には、身分証明書（岩手に在住していることが確認出来るもの）を持参いただいています。

3 PCR等の無料検査の実施状況について

（単位：件）

検査期間	PCR等検査	抗原定性検査	合計
12/22～12/26	10	4	14
12/27～1/2	30	54	84
1/3～1/9	117	228	345
1/10～1/16	837	666	1,503
合計	994	952	1,946

岩手県新型コロナウイルス感染症PCR等検査促進事業 登録申請事業者一覧

番号	地区	名称実施場所	実施場所所在地	問い合わせ先 電話番号	事業開始日	PCR 等検査	抗原定性 検査
1	盛岡	盛岡市指定PCR検査所 https://covid-kensa.com/morioka.html 上記URLにアクセスいただき、検査の予約状況をご確認ください。	盛岡市中ノ橋一丁目1-10 プラザおでって1F	03-4333-1640	令和3年12月22日	○	○
2	盛岡	スタイル薬局	盛岡市青山3丁目6-2	019-646-5757	令和3年12月22日		○
3	盛岡	せんぼく調剤薬局	盛岡市仙北3丁目13-22	019-635-0330	令和3年12月22日	○	○
4	盛岡	なごみ薬局	盛岡市上堂1丁目18-26	019-648-0753	令和3年12月22日	○	○
5	盛岡	ポプラ薬局	盛岡市名須川町27-42	019-652-2793	令和3年12月22日	○	○
6	盛岡	ウエルシア薬局 盛岡永井店	盛岡市永井22地割37-1	019-637-5557	令和3年12月22日	○	○
7	盛岡	ウエルシア薬局 西松園店	盛岡市西松園4-20-1	019-663-6100	令和3年12月22日	○	○
8	盛岡	ウエルシア薬局 盛岡前九年店	盛岡市前九年3-6-26	019-641-5811	令和3年12月22日	○	○
9	盛岡	ウエルシア薬局 盛岡本宮店	盛岡市本宮6-1-65	019-636-1008	令和3年12月22日	○	○
10	盛岡	ウエルシア薬局 盛岡本町店	盛岡市本町通2-13-8	019-604-7383	令和3年12月22日	○	○
11	盛岡	すみれ薬局	盛岡市西青山2丁目18番57号	019-645-2311	令和3年12月22日	○	○
12	盛岡	リード薬局	盛岡市上田1丁目3番10号	019-622-9700	令和3年12月24日	○	○
13	盛岡	ナガハシ薬局	盛岡市長橋町17-40	019-648-8227	令和4年1月24日		○
14	盛岡	クラフト薬局 盛岡青山店	盛岡市青山1-20-42	019-641-9001	令和4年1月18日		○
15	盛岡	クスリのアオキ 盛岡中野薬局	盛岡市中野1丁目27-23	019-601-6608	令和4年1月18日	○	○
16	盛岡	クスリのアオキ 津志田薬局	盛岡市津志田町2丁目3-60	019-656-6832	令和4年1月18日	○	○
17	盛岡	調剤薬局ツルハドラッグ 上田店	盛岡市上田1丁目3-6	019-621-7268	令和4年1月18日		○
18	盛岡	調剤薬局ツルハドラッグ マリオス店	盛岡市盛岡駅西通二丁目9-1 マリオス5F内	019-621-5200	令和4年1月18日		○
19	盛岡	調剤薬局ツルハドラッグ 三本柳店	盛岡市三本柳5地割28-2	019-614-3080	令和4年1月18日		○
20	盛岡	調剤薬局ツルハドラッグ 盛岡津志田西店	盛岡市津志田西2丁目2-15	019-639-4268	令和4年1月18日		○
21	盛岡	調剤薬局ツルハドラッグ 盛岡大館町店	盛岡市大館町18-3	019-643-2681	令和4年1月18日		○
22	盛岡	調剤薬局ツルハドラッグ 盛岡向中野店	盛岡市向中野5丁目29-38	019-656-5260	令和4年1月18日		○
23	盛岡	調剤薬局ツルハドラッグ 盛岡津志田店	盛岡市津志田中央2丁目17-33	019-637-9100	令和4年1月18日		○
24	盛岡	調剤薬局ツルハドラッグ 盛岡西見前店	盛岡市西見前14地割149	019-637-5696	令和4年1月18日		○
25	盛岡	調剤薬局ツルハドラッグ 盛岡盛南店	盛岡市向中野字和細谷地21-2	019-656-9685	令和4年1月18日		○
26	盛岡	松園第一病院	盛岡市東黒石野3-2-1	019-662-6111	令和4年1月18日	○	
27	盛岡	松園第二病院	盛岡市西松園3-22-3	019-662-0100	令和4年1月18日	○	○
28	盛岡	あざみ薬局	盛岡市東見前8-20-4	019-639-8706	令和4年1月24日		○
29	県央	滝沢調剤薬局	滝沢市鶴飼狐洞1番地303	019-687-5711	令和3年12月22日	○	○
30	県央	薬王堂 岩手医大前調剤	紫波郡矢巾町医大通2丁目7-7	019-601-2295	令和3年12月28日	○	○
31	県央	薬王堂 矢巾調剤	紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割445	019-698-2131	令和3年12月28日	○	○
32	県央	薬王堂 西徳田調剤	紫波郡矢巾町大字西徳田第6地割144	019-681-7361	令和3年12月28日		○
33	県央	白樺薬局	八幡平市平館11-11-21	0195-74-3363	令和4年1月21日		○
34	県央	トライ薬局	八幡平市田頭37-103-6	0195-78-8224	令和4年2月1日	○	○
35	県央	調剤薬局ツルハドラッグ 紫波店	紫波郡紫波町高水寺字大坊183-1	019-672-6568	令和4年1月18日		○
36	県央	調剤薬局ツルハドラッグ 紫波南店	紫波郡紫波町北日詰字大日堂40-1	019-681-3711	令和4年1月18日		○
37	県央	鶯宿温泉病院	岩手郡雫石町南畑32-268	019-681-1133	令和4年1月20日	○	
38	県央	ファミリー薬局	紫波郡紫波町日詰字下丸森121-7	019-671-1195	令和4年1月24日		○
39	県央	日本調剤 岩手医大前薬局	紫波郡矢巾町医大通2丁目1-12	019-601-3116	令和4年1月25日	○	○
40	県央	日本調剤 葛巻薬局	岩手郡葛巻町葛巻第12地割54-1	0195-67-1700	令和4年1月25日	○	○
41	中部	桜台調剤薬局	花巻市桜台2丁目13-11	0198-21-5036	令和3年12月22日	○	○
42	中部	小田島薬局	花巻市上町6-5	0198-23-5161	令和3年12月22日	○	○

岩手県新型コロナウイルス感染症PCR等検査促進事業 登録申請事業者一覧

番号	地区	名称実施場所	実施場所所在地	問い合わせ先 電話番号	事業開始日	PCR 等検査	抗原定性 検査
43	中部	ウエルシア薬局 花巻南川原店	花巻市南川原町126-1	0198-21-3015	令和3年12月22日	○	○
44	中部	ウエルシア薬局 北上さくら通り店	北上市さくら通り1-1-34	0197-63-6980	令和3年12月22日	○	○
45	中部	西和賀すみれ薬局	和賀郡西和賀町沢内大野13-3-22	0197-72-6688	令和3年12月22日	○	○
46	中部	薬王堂 北上SP調剤	北上市九年橋3丁目13-7	0197-72-5210	令和3年12月28日	○	○
47	中部	花巻駅前薬局	花巻市大通り1丁目10-28	0198-41-1778	令和4年1月24日		○
48	中部	さくら薬局 北上村崎野店	北上市村崎野17地割170-2	0197-81-4545	令和4年1月18日		○
49	中部	ファースト調剤薬局 北上済生会病院前店	北上市九年橋3丁目18-15	0197-61-2838	令和4年1月18日		○
50	中部	東和薬局	花巻市東和町安俣6区142-2	0198-42-4370	令和4年2月1日		○
51	中部	クスリのアオキ 西大通り薬局	花巻市下北万丁目178-3	0198-41-5224	令和4年1月18日	○	○
52	中部	調剤薬局ツルハドラッグ 大堤店	北上市大堤南1丁目1-24	0197-67-6324	令和4年1月18日		○
53	中部	調剤薬局ツルハドラッグ 西大通店	花巻市西大通り2丁目1-25	0198-24-1015	令和4年1月18日		○
54	中部	調剤薬局ツルハドラッグ 花巻御田屋町店	花巻市御田屋町4-16	0198-21-3110	令和4年1月18日		○
55	中部	ゆぐち薬局	花巻市円万寺字下中野45-11	0198-38-1300	令和4年1月24日		○
56	奥州	ウエルシア薬局 奥州江刺店	奥州市江刺八日町1-4-10	0197-35-5192	令和3年12月22日	○	○
57	奥州	ウエルシア薬局 水沢桜屋敷店	奥州市水沢桜屋敷291-1	0197-24-8121	令和3年12月22日	○	○
58	奥州	いちご薬局	奥州市水沢中町55番地	0197-51-1515	令和3年12月27日	○	○
59	奥州	クスリのアオキ 東中通り薬局	奥州市水沢東中通り2丁目5-24	0197-34-3012	令和4年1月18日	○	○
60	奥州	クスリのアオキ 太日通り薬局	奥州市水沢太日通り2丁目5-2	0197-34-3226	令和4年1月18日	○	○
61	奥州	調剤薬局ツルハドラッグ 江刺店	奥州市江刺西大通り8-10	0197-35-7377	令和4年1月18日		○
62	奥州	はだ調剤薬局	奥州市水沢羽田町久保11	0197-47-4561	令和4年1月20日	○	○
63	一関	青葉の杜薬局 一関店	一関市石畑6-31	0191-31-4510	令和3年12月22日		○
64	一関	薬王堂 山目調剤	一関市山目字中野52-1	0191-33-1185	令和3年12月28日	○	○
65	一関	調剤薬局ツルハドラッグ一関山目店	一関市山目泥田86-1	0191-33-2688	令和4年1月18日		○
66	一関	医療法人弘誠会阿部医院	一関市東山町長坂字町379	0191-47-3898	令和4年2月1日	○	
67	一関	菊池内科医院	一関市大東町沖田八日町33	0191-74-2512	令和4年1月18日		○
68	大船渡	調剤薬局ツルハドラッグ高田北店	陸前高田市竹駒町滝の里15-1	0192-54-4268	令和4年1月7日		○
69	大船渡	ユタカ薬局	大船渡市盛町字内ノ目11-20	0192-21-1560	令和4年1月20日	○	○
70	釜石	中田薬局 小佐野店	釜石市小佐野町4丁目2-45	0193-21-3355	令和3年12月22日	○	○
71	釜石	パルム薬局	釜石市只越2-5-5	0193-22-3353	令和4年1月4日		○
72	釜石	中田薬局 松倉店	釜石市甲子町第10地割159-2	0193-23-1230	令和4年1月21日	○	○
73	釜石	調剤薬局ツルハドラッグ 釜石店	釜石市只越町2丁目4-17	0193-31-2268	令和4年1月18日		○
74	宮古	宮古西町薬局	宮古市西町3-3-5	0193-77-5925	令和3年12月22日		○
75	宮古	あさひ調剤薬局	宮古市大通4-5-1	0193-71-2015	令和4年2月1日		○
76	宮古	かもめ薬局	宮古市和見町8-27	0193-71-2077	令和4年1月18日	○	○
77	宮古	調剤薬局ツルハドラッグ 宮古中央店	宮古市保久田8-5	0193-65-0122	令和4年1月18日		○
78	久慈	サンケア薬局 県立久慈病院前店	久慈市旭町第9地割127	0194-61-1888	令和3年12月22日		○
79	久慈	キング薬局	久慈市旭町10-61-1	0194-61-1360	令和4年1月18日		○
80	二戸	アイン薬局 一戸店	二戸郡一戸町一戸字砂森54-1	0195-31-1280	令和4年1月10日		○
81	二戸	堀野調剤薬局	二戸市堀野字大川原毛89-1	0195-25-5016	令和4年1月10日		○
82	二戸	あかまつ薬局	二戸市石切所字森合79-1	0195-22-5557	令和4年1月19日		○
83	二戸	天狗山薬局	二戸市福岡字落久保22	0195-22-2135	令和4年1月22日	○	○

営業時間については、各事業者にご確認ください。

新型コロナワクチン接種の進捗状況等について

1 3回目接種の前倒しの概要

(1) 国の方針

オミクロン株の感染拡大を踏まえ、2回目接種終了からの接種間隔が以下のとおり短縮。

対象者	R4. 1月	2月	3月～
医療従事者、高齢者施設等の入所者等	6か月		
一般の高齢者	8か月	7か月※	6か月
64歳以下	8か月※		7か月※

※接種終了が見込まれる市町村にあつては、順次、接種間隔の短縮も可能。

(2) 本県へのワクチン供給の見通し

令和4年4月分までのワクチンとして、1/23時点で約76.7万回分が供給予定であり、4月末までの接種対象者数約72.7万人に接種するのに必要なワクチンが確保できる見込み。

【令和4年4月までの供給見込み】

(単位：回)

	12月～1月	2月	3月	4月	計
ファイザー	176,670	90,090	80,730	(国から未提示)	347,490
モデルナ	168,300	102,750	86,400	62,400	419,850
合計	344,970	192,840	167,130	62,400	767,340
接種対象人口 (4月末までの累計)				727,068	

(3) 2月末までの希望者への接種終了見込み (1/21時点)

本県では、2月末までに3回目接種対象となる高齢者などに対し、28市町村(84.8%)が接種を終える見込み。(全国平均83.6%)

2 県内のワクチン接種の進捗状況

(1) 1月20日時点において、県内の全人口約122万1千人に占める1回目接種率は83.5%、2回目は82.9%と、全国でも上位の接種実績。

(2) 全人口に占める3回目接種率は1.5%、全国の接種率(1.5%)と同程度。

3 県による集団接種の実施

市町村の接種体制を補完するため、高齢者の接種がピークを迎える2月26日の週から県による集団接種を開始。

(1) 接種日程 (4月以降も継続実施予定)

地域	接種会場	R4. 2月	R4. 3月
県央	ツガワ未来館アピオ	2/26(土)、27(日)	3/12(土)、13(日)
県南	江刺西体育館	—	3/5(土)、6(日)、19(土)、20(日)
計		2日間	6日間

(2) 接種規模の拡大

国の3回目接種に係る前倒しの方針を踏まえ、2～3月の接種予定回数を当初予定の1万回から1万2千回(2割増)に拡大。

4 5歳から11歳までの小児への接種

(1) 本年3月から開始予定との国の方針を踏まえ、広域的な接種体制の構築に向け、郡市医師会単位での関係機関による協議の場の設置を県が働きかけ、円滑な接種開始を支援。

(2) 特に、特別支援学校の児童及び在宅の医療的ケア児については、県においても医療機関等と調整のうえ、接種機会を確保。

「いわて旅応援プロジェクト（第2弾）」の一時停止の取扱いについて

「いわて旅応援プロジェクト（第2弾）」については、これまで、県内の感染状況が国の新たなレベル分類の考え方におけるレベル3相当と判断した場合等に一時停止することとしていたが、観光庁の地域観光事業支援の運用の変更（まん延防止等重点措置区域を支援停止対象に追加）を踏まえ、次のとおり変更する。

なお、今般の岩手緊急事態宣言の発出に伴う一時停止等を行わないものであるが、プロジェクトの利用に際しての基本的な感染対策の徹底について、改めてホームページ等で周知を行う。

【一時停止を行う場合の基準】

- ① 県内の全域又は一部区域がまん延防止等重点措置区域となった場合には、宿泊・日帰り旅行の割引（クーポン配布を含む）について、全ての県民を対象に一時停止する。
- ② 隣県のいずれかの全域又は一部区域がまん延防止等重点措置区域となった場合には、当該県全ての居住者の宿泊・日帰り旅行の割引（クーポン配布を含む）を一時停止する。
- ③ 上記に関わらず、感染状況等による国又は県の対応に応じて一時停止することがある。

なお、まん延防止等重点措置の実施を経ずにレベル3相当となった場合の対応については、従前のおりであること。

（参考：従前の基準）

- ・ 県内の感染状況が国の新たなレベル分類の考え方におけるレベル3相当となった場合には、宿泊・日帰り旅行の割引（クーポン配布を含む）の全てを一時停止する。
- ・ 隣県のいずれかがレベル3相当となった場合には、当該県居住者の宿泊・日帰り旅行の割引（クーポン配布を含む）を一時停止する。

（参考）いわて旅応援プロジェクト（第2弾）の概要

1 実施期間

令和3年10月1日（金）から令和4年3月10日（月）宿泊分まで

2 割引等対象

岩手県、青森県、宮城県及び秋田県の居住者（令和3年12月11日から隣県拡大）

※ 令和4年1月15日（土）から当面の間、青森県居住者からの新規予約受付を一時停止（既存予約分（クーポン券配布含む）は対象となること。）

3 事業内容

- ・ 県内旅行の宿泊代金等を宿泊施設又は旅行会社で割引（旅行商品代金の50%、1人当たり5千円が上限）
- ・ 土産物店等で利用可能な2千円のクーポン券を宿泊施設又は旅行会社で配布

4 感染対策（割引条件）

宿泊施設・旅行会社は宿泊・出発前時に、対象者の「予防接種済証等」又は「検査結果通知書」の確認が必要